

ゴーイング・コンサークン公準と歴史的原価主義会計(1)

武 田 嘉 孝

The Going Concern Postulate and Historical Cost Accounting Principle

Yoshitaka Takeda

Summary

This paper defines the meaning of Going Concern Postulate, and the relationship of its postulate and Historical Cost Accounting Principle.

Received Apr. 28, 1995

Key words : realization principle

conservatism

cost or market, whichever is lower

はしがき

会計公準 (Accounting Postulate) は会計の基礎概念を構成する要素として重要視され、会計理論を形成したり、またはある会計理論を説明するために、不可欠な前提条件または仮定ともなっている。本稿では、会計の理論的基盤ともいわれる会計公準とりわけゴーイング・コンサークン概念を評価理論との関わりを中心に考察する。

1. ゴーイング・コンサークン概念の意味

(1) 歴史的背景

ゴーイング・コンサークン概念は、継続企業概念と呼ばれる。会計文献上では、事業活動が循環反復的に継続して當まれ、清算や事業停止を予想することなく、その無期限の連續が予想されるような企業体を指すものとして認識されている。

このようなゴーイング・コンサークンの概念は、どのような歴史的背景の下に生まれたのであろうか。第1に、企業態様がベンチャーからゴーイング・コンサークンへと変化した事実を挙げることができる。ベンチャー (Venture) とは、ヨーロッパの中世において典型的であった1回限りの冒険的事業活動を目的とするものであった。したがって、そのベンチャーにおける決算報告の提示は、組合的契約の締

結にもとづき雇われた貿易活動の担当者が、資本提供者に対してその取引が完了した時点で行うものであった。つまりそこでの取引の完了は、全ての資産の処分によって最終的な営業成績を報告する、いわゆる清算が行われることを意味していた。

その後、ベンチャーという企業にも新たに商船のような固定資産が登場したことによって、固定資産は引き続いて次のベンチャーのために保有され、棚卸資産も在庫として保有されるようになった。ここにおいて、若干ではあるが企業態様も変化をみせたといえる。つまり1回限りの単なるベンチャーから、やや反復的なベンチャーへの移行である。

こうした反復的ベンチャーは、今日においても、土建業や造船業にその同質性をみることができるのであるが、大部分の近代企業の活動は、それとは異なる重複的な一連のベンチャーから成り立っている。現代のゴーイング・コンサーンは、このような継続的循環的企業が、長期的出資関係の確立によって支えられ、成立したものであると考えられる。

このように企業態様が変化した結果として生まれてきたゴーイング・コンサーンが、その後、継続企業概念として一般に受け入れられた根拠は何であろうか。その第1は、ゴーイング・コンサーン成立の決定的な要因となった長期的出資関係の確立である。それによって企業の出資者、利害関係者の関心が、静態的な資産・負債状況による返済能力から、収益力へと移行することになった。したがってそこでの会計報告は、資産の清算あるいは処分価値を表す企業の返済能力を表示するものから、正常な状態の下での企業の経営状況を適切に表現しようとする方向に向けられた。ゴーイング・コンサーン概念は、このような根拠によって即時清算概念を退け、長期存続企業を前提とした会計報告を行うように要求されたのである。

その第2の根拠は、即時清算概念を採用した場合の困難性である。つまり近代企業の工場その他における資産の構成が複雑となり、資産処分価値の見積を著しく困難なものにしているからである。たとえば、商品、店舗、輸送用船舶などが主要資産であった頃にくらべ、現在の工場の土地、建物、構築物、仕掛品その他の総合的処分価値の見積がきわめて困難であるところから、即時清算概念が退けられ、ゴーイング・コンサーン概念の支持が一層高められたものであるといえる。

次に、このように生成発展してきたゴーイング・コンサーン概念は、それを生みその発展を容認させた根拠によって、さらに会計期間の成立を発生させることとなった。

つまりゴーイング・コンサーンは、株式会社として成立発展し、企業活動が反復的・循環的に行われるようになってからは、事業活動が口別に完了するのを待つて行う口別計算では、その成果を確定することが実質的に無意味かつ不可能となったのである。ましてや今日の一般的な企業のように、その営業活動の内容が小口かつ複雑化し、その口数が極度に増大しているので、口別の成果計算は実質的にも量的にも不可能とならざるを得ないのである。その結果、取引ごとにその売上額と原価との差額を明らかにして売買益を計上する口別法が次第に断念され、期末に一括して売上原価を計上することが一般化された。

会計期間の成立をもたらした第2の根拠は、ゴーイング・コンサーンの成立に伴つて、間接費、総経費が次第に増大し、直接費よりも期間原価的な費用が多くなり、口別計算では極度に推定的・概算

的な内容となってしまうため、会計期間の成立によって期間原価を明確にしようとしたからであろう。

第3の根拠は、利益分配の定期化である。つまりゴーイング・コンサーン化された企業への投資にあたって予想されている利益分配は、かつてのような口別利益分配ではなく、期間ごとの定期的な利益の配当である。すなわちこのような利益配当の定期性についての要求は、ゴーイング・コンサーンの成立の結果として、またその成立の前提として次第に強力になり、期間計算の成立を促進し、またそれを維持する基盤となったのである。

第4として、国家が法人所得税の賦課について年度所得の計算報告を要求したこと、期間計算の成立を前提とし、それを促進する要因ともなったと考えられる。

以上のように、期間計算はゴーイング・コンサーンにおいてこそ要求され、生成したものといえる。つまりゴーイング・コンサーンの成立以前の口別計算には、「定期決算の観念は存在せず、したがって会計期間の概念をその中にみいだすことはできない」¹¹⁾ということができるるのである。

このようにゴーイング・コンサーン概念の成立によって生まれた期間計算を、過大評価をしてその意義を考えると、期間計算の期間的完結性を重視し、企業のゴーイング・コンサーンとしての現実を見失ない、期末においてあたかもその企業が即時に清算されるかのような前提の下に捉えられる観点——即時清算的観点、即時清算の基礎概念を生じさせる結果となる。期間計算は本来、ゴーイング・コンサーン概念に基づいて在り方が論及されるべきなのだが、一方ではこうした即時清算概念が持ち出されたのは、企業倒産や清算の事例が多く、またその可能性が起きたことへの心配の結果、会計処理にあたっては、こうした事態を想定して行うことが要求されたといえる。このような考え方が有力になるのは、その期間計算を最高の客観的資料として判断しなければならない債権者からの要請があるためである。

こうした取引先あるいは銀行などの債権者の関心は、その企業が最悪の事態に陥った場合の債務返済能力である。つまり貸借対照表あるいは財産目録において、最悪の場合における資産処分価値と、返済を要する全ての負債とが明示されていることであった。

また商法的にも、債権者保護のための資本金の維持を通じて、有限責任制度がもたらす悲劇を防止しようとする結果、その正味資産の計算についても、即時清算の前提において、資産を評価し、また負債を計上することが要求されていたようである。

近代会計理論において支持されたゴーイング・コンサーンとしての期間計算は、ゴーイング・コンサーンとしての活動の流れの中の一区分と考えられ、収益と費用との流れが、このように想定された期間に配分される、という考え方をその特色とする。

一方、即時清算的な考え方に基づく期間計算においては、期末の即時清算的な評価によって損益が計上され、それが売上と対比させられるために、その収益と費用との間に対応関係が認められず、単に即時清算的な意味での正味価値が、当期にどれだけ増減したかを明らかにするにとどまる。またその損益は、評価損益を含み、原価の流れと収益の流れとの対応としての一貫性は保ち得ないわけである。

このような理由によって、今日の会計において一般化している諸原則では、ゴーイング・コンサー

ン的期間計算諸原則が、清算概念的期間計算諸原則に代って生成発展してきている。したがって今日の会計処理および財務諸表の作成は、こうしたゴーイング・コンサーンの基礎概念に基づく原則によって規制され、即時清算的な処理および表示の原則と対比されるところとなっている。

(2) 文献考察

会計における継続性は、ムーニッツによれば、基本的公準の1つとして、会計原則の基礎となる重要な概念であるとする²⁾。これより以前に、サンダース、ハットフィールド、ムーア³⁾、ギルマン⁴⁾も、それを基本的コンヴェンション(Convention)の1つとして、会計原則の基礎としての重要性を認めている。しかしながら、スプローズ・ムーニッツ⁵⁾は、継続性公準から原則への関連づけを説明しておらず、公準自体は以前に特殊な原則の研究のために導き出されたものを、そのまま利用していたに過ぎなかった。サンダース、ハットフィールド、ムーアの報告の「会計原則」は、我が国の現在の会計原則の基礎となったものだが、彼らは一般原則の中で継続性を重要なコンヴェンション(基本的仮定)として認めはしたが、特殊な原則を導き出すために、それを用いたのではなかった。

このように継続企業概念は会計公準の一部でありながら、会計原則との直接的なつながりが欠如していた理由は、当概念が公準論の中で強固な位置づけをなしていたために、あらためてそれを問題にし、また会計原則との関連でも言及されることが少なかったからである。しかしながら、次に示す文献では、継続企業概念の重要性が認識されている。そしてその妥当性についても積極的にこれを受容し、新しい会計理論の中に位置づけている論者も存在する。

よって本節では、こうした論者の中で、特に継続企業概念の性格を検討し、その展開を行うことによって、継続企業概念の意味を考察する。

継続企業概念は、次の文献で論じられた。

- ① 1922年 Paton, W. A., "Accounting Theory" Postulate—Going Concern
- ② 1940年 Paton, W. A and Littleton, A. C.,
"An Introduction to Corporate Accounting Standards" Basic Concept—Continuity
of Activity
- ③ 1943年 May, G. O., "Financial Accounting" Postulate—Continuity
- ④ 1948年 AAA "Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial
Statements" Assumption—Going Concern
- ⑤ 1951年 Finney, H. A. and Miller,
"Principles of Accounting" Fourth.
Assumption—Going Concern
- ⑥ 1952年 Report of Study Group on Business Income "Changing Concepts of Business Income"
Postulate >— Permanence
Assumption
- ⑦ 1953年 Littleton, AAA

“Structure of Accounting Theory”

Standard—Going Concern

⑧ 1957年 AAA,

“Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements”

Underlying Concept (Assumption) —Enterprise Continuity

⑨ 1957年 Blough, C. G.,

“Accounting Principles and their Application”

Assumption—Continuity of Business Unit

⑩ 1961年 Moonitz, M. (AICPA),

“The Basic Postulate of Accounting”

The Imperative Postulate—Continuity

⑪ 1961年 Mautz, R. K. and Sharaf, H. A.,

“The Philosophy of Auditing”

Postulate—Going Concern

⑫ 1964年 A Study Group at the University of Illinois, “A Statement of Basic Accounting Postulate and Principles”

Postulate—Going Concern

⑬ 1965年 Grady, P.,

“Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises”

Basic Concept—Going Concern

図1 継続企業の意味

A B	継続企業	事業活動 の継続性	継続性	永続性	企業の継続性	企業体の継続
基礎概念	⑬グラディ	②ペイトン・リトルトン				
公準	①ペイトン ⑩ムーニッツ ⑪マウツ ⑫イリノイ研究グループ		③メイ ⑩ムーニッツ	⑥企業所得 研究グループ (AICPA)		
仮定	④会計学会 ⑤フィネー・ミラー	②ペイトン・リトルトン		⑥同上	⑧会計学会 (9)ブロウフ	
基準	⑦リトルトン					

図1では、継続企業概念の用語や性格をAとBに分け、既述した文献がいかなる用語のもとに性格づけが行われたかを示した。

それによると、図1において示したAは、いずれも同じ内容をもった用語として理解しても差し支えないであろう。但し、その中で「永続性」だけは、他のものとは区別されるべきである。

モーリス・ムーニッツは、『基本的会計公準論』で、1952年の企業所得研究グループの『変化する所得概念』での永続性の公準または仮定を、次のような理由で排除するのである。

「『継続企業』は、『永続』と同一視されるべきではない。永続は、根本的には人間がこの地球上に生存するかぎり、あれこれの経済活動が遂行されることを意味する。したがってそれは、人間の行動の指針として役立つにはあまりにも広範にすぎる概念である。」⁶⁾

事業活動の継続性を「永続」とみることは、「あまりにも広範にすぎる」というこの説明は、継続企業の概念によって意味されるものの内容は、時間幅の上で一定の限定を受けるものであることを意味している。

次に、継続企業の概念は図1において、Bとしてその性格づけが示されている。この中で継続企業概念が公準の1つとして用いられたのは、1922年のペイトンの『会計理論』にはじまる。そこでペイトンの会計観は、所有主や資本主の立場からではなく、経営者の見地から経営目的そのものに奉仕しようとするものであった。

したがって企業の継続性を前提とする継続企業の公準は、「反証のない限り、企業が少なくとも近い将来まで、その事業を継続できるものと仮定することは不当ではない」として、便宜性の見地から設定されたのである。つまりそこにおける継続企業公準設定の意義は、貸借対照表の性格の暫定性を明らかにするためのものであった。新井清光博士は、この点を次のように指摘されている。「ペイトンは、貸借対照表が事実そのままを絶対的に表明したものでなく、企業の財政的な歴史の流れの一局面を、企業が将来とも成功裡に存続するという仮定に立って、暫定的に表したものにすぎないことを指摘し、強調することをとくに意図して、継続企業公準を揚げたものと理解される」⁷⁾

その後、ペイトン・リトルトンが『会社会計基準序説』で、「正常な場合、予想されているのは清算ではなくて継続性なのである」しかも、「事業活動が突然に中絶される可能性のあるところでは、会計の基礎はみいだしえない」⁸⁾として、先の「継続企業」の公準とほぼ同じ内容をもった「事業活動の継続性」を基礎概念の一部として用いたのである。

ここでは会計に、投資家保護を目的とした客観的な会計資料の提供が要求され、基礎概念も損益計算との関連で捉えられた。つまり継続的な事業活動の努力と成果を、費用と収益として期間的に対応させることで、利益計算を行おうとするものであった。⁹⁾

したがってこのような計算を行う会計の前提として、「事業活動の継続性」は『序説』では、「通常の経験」から企業活動の「正常な場合」を想定して考えられた。つまり、期間計算を行う前提として、継続という典型的な場合を想定した企業活動が、対象として用いられたのである。

このように、『序説』における「事業活動の継続性」は、会計の制度的（社会経済的）前提として仮定したものであることが、次の文言によっても明白である。「……事業活動の継続性の基礎概念は、企

業的または制度的な観点を前提とする」¹⁰⁾

こうした継続企業概念を会計理論の制度的的前提とみる立場に対して、はじめて当為的公準の1つとしてそれを位置づけたのは、ムーニッツである。彼は『基本的会計公準論』で、継続企業ないし継続性を次のように述べた。「反証のない限り、企業は無期限に活動を継続するものとみられるべきである」。この場合、無期限の継続とは、「現在の契約条件を履行し、あるいは現在保有している計画や予定にしたがって、資産を消費しつくすために必要な暫定的な期間内には、事業の清算が行われないと」を意味している。¹¹⁾

このように継続企業概念は、将来に向っての仮定であり、「暫定的判断」という性格をもつものであって、しかもその有効可能性は「予見可能な将来」に限定されるとされ、実質的には、「現在の契約条件の履行」ないし「現在の計画や予定を達成するに必要な期間」を予想するものである。このことは、継続企業の概念は、比較的に短期ないし中期の企業活動の期間を実質的に予定するものであると考えられる。こうした趣旨は、スプローズとムーニッツの『企業会計原則試案』における継続性の公準においても、そのまま踏襲されている。また、このような継続企業概念の提言は、AAAの1957年の『会社財務諸表会計および報告諸基準』における企業の継続性についてと同じ内容をもつものであろう。ちなみに、この1957年のAAAの企業の継続性についての説明を示せば、次のとおりである。¹²⁾

「『ゴーイング・コンサークン』の概念は、企業の全般的状況の継続を前提としている。反証が提起されないかぎりは、その企業実体が期限を限定されることなく、引き続き業務活動を継続するものと想定されているのである。企業の諸活動状況と経済諸情勢とが絶えず変動していることは認識しつつも、この基礎概念は、支配的な環境諸要因が現在の計画とプログラムとの達成を可能とする程度に充分長期にわたり将来に向って存続するものと仮定している。……重要な諸活動の停止が予想されうる場合は、その確実性の程度に応じて、継続性の仮定を部分的または全面的に断念するのが健全である。このような場合を除いては、この仮定は企業の状態および業績の表示に合理的な基礎を供する。」¹³⁾

以上これまで、継続企業概念の意味を若干の歴史的展開のうちにみてきた。当為的公準としての継続企業概念は、次のような性格である。

①企業活動は、予め清算を予定して行われる、いわゆる冒険取引を目的とするものではなく、この結果、会計実体は予見可能な将来にわたって存続し、その間には清算されないのであろうということを期待し、仮定した一定の時間幅についていえる蓋然的命題である。

②そのような企業活動の要請が、会計的認識の形成のための理論的要請として用いられたものである。つまり実際の企業活動に対する要請が、会計上の要請に代えられる。そのことによって、継続企業概念は要請的意味を付与される。この場合の要請的意味とは、会計は企業活動の継続を前提として行われるべきであるという要請である。また会計の計算構造を直接的に規制する技術的要請である。

以上の観点から、継続企業概念の意味は、技術的要請を受けた当為的公準の性格をもっているものと理解されよう。

2. 歴史的原価主義会計におけるゴーイング・コンサーン概念

メイは、先の図1に示された継続性の公準を、次のように歴史的原価主義を支持することを通じて説明する。

「会計の歴史的性格はいくら強調しすぎてもしすぎるものではなく、ある点について現在を過去から切り離す試みは——たとえば原価のかわりに評価額を用いるというように——実行しうる場合さえも、それはせいぜい部分的な調整であり、また会計の本当の性質をあいまいにしがちであるから、たいてい好ましくないのである」¹⁴⁾。

要するに、メイは、企業の生命の継続性は過去を切り離す時価評価とは結びつかず、原価主義会計を適切なものとみなした。

また、ペイトン・リトルトンは、『序説』のなかで、「会計の課題とは、事業活動の不断の流れをできるだけ真実または有意義に測定すること——すなわち費用と収益との現在および将来への配分にある」と主張する。そしてそのためには、原価を組織的に跡づけることが有効であるとしている。¹⁵⁾

このように、メイ、ペイトン・リトルトンの所説は、継続企業における不断の事業活動の流れを、できるだけ切断することなく表示する会計を歴史的原価主義会計とし、それを事業活動の過去と現在、現在と未来を反映するための評価基準であるとするのである。

継続企業概念 (Going Concern Concept) が歴史的原価主義会計 (Historical Cost Principle Accounting) と密接にして、しかも必然的な関連性をもつものであると説いたのは、次の論者である。

すなわち、ローレンス・R・ディクシーの『監査論』(1902年) および『上級会計』(1903年)において、継続企業概念は1862年会社法の下での上場会社の固定資産の原価評価を正当化するものとして用いられた。また、ハットフィールドは『近代会計学』(1909年)において、この概念を、固定資産、仕掛品および原材料などの特定の資産の評価に適用される一般原則として取り扱ったことを挙げられる。前者においては、固定資産の継続企業への役立ちという観点から、固定資産の評価については、原価で評価することを要求した。後者は固定資産を使用のために購入したものとして、市場価値の変動は無視し、原価主義を探るべきだとした。

その後、ゴーイング・コンサーンの仮定は、基本的な会計コンヴェンションとして認められるようになり、固定資産や無形固定資産は、使用期間にわたって償却されるべきであるといった減価償却会計を認め、会計報告書には清算価値の使用を取り止める方向へと導いた。ペイトン・リトルトンによっても、このことは、「活動の急激な停止の可能性は、会計の基礎を与えることはできない……。」¹⁶⁾と説明している。

こうした一致があるにもかかわらず、「ゴーイング・コンサーン価値」(Going Concern Value) という用語の意味については、何ら一般的な同意をみていない。次のことはそのことをよく物語っている。

①継続企業価値は、資産が時価よりもむしろ原価の未償却分である、という考え方を支持する継続

企業の仮定でもある。¹⁷⁾

②継続企業価値は、標準的な会計手続の下では、減価償却累計額や他の評価勘定の引当金のうちのほとんど適用できない部分の原価である。しかもそれは、帳簿価額と同義語である。¹⁸⁾

③原価は、資産や費用会計にとって適切な基準である。しかし、評価の継続企業基準への修正は、時には認められる。¹⁹⁾

以上の三つの内、最初の二つの用語の意味は、最後に示したものとは正反対である。

会計士の間で共通しているこのような混乱した使用は、継続企業仮定の利益決定や資産評価への影響と、収益の実現に関連しているもう一つの重要なコンヴェンションの影響とを区別する失敗からきている。後者は、客観的な立証可能性のある証拠に基づき会計見積を行い、そしてそれは大抵の場合、販売時点が収益の実現になる。これら二つの重要なコンヴェンション、つまり継続企業と実現主義（realization principle）の間の関係の理解は、「継続企業価値」という用語の固有な使用にとって重要である。

実現主義は継続企業のコンヴェンションより新しいものである。それはおそらく第1次大戦前には、全く存在しなかった。²⁰⁾ある著者²¹⁾によれば、それは次のように述べている。「この概念(つまり実現主義)の最初の公式の表明は、アメリカ会計士協会の株式取引協力特別委員会とニューヨーク証券取引所株式上場委員会との書簡の交換のなかで行われた。」この書簡は販売の時点で利益の認識に賛成するが、各期間の期首と期末に資産の棚卸をすることによって利益決定を行うことを拒絶することに言及したものであった。²²⁾このように実現主義によって利益決定を行う考え方は、第1次大戦後において次第に定着をみせ、1930年代後半までに、会計の純利益決定方法として、支配的になるに至った。²³⁾しかしながら、1930年頃までは、資産評価や利益決定について、論理的にして完全な会計理論と呼ばれる一般に容認された方法は何も存在しなかった。

このような状況にあって、ローレンス.R.ディクシーは継続企業の概念を導入した。その概念の最も初期の包括的な論議は、『監査論』に著された。彼の理論は、主として現下の状況と彼の時間の思考を基礎としており、こうした背景の下に継続企業概念が吟味されたといえよう。

ディクシーの継続企業概念の命題によれば、次のような簡潔なものとなる。「継続企業概念は営業活動を遂行することを継続するための最も通常の事業の主要な目的であり、貸借対照表に列挙される資産は、こうした目的を考慮して評価されるということは公正である。」²⁴⁾彼はそのとき、企業の3つの形態との関連で継続企業概念の適用を論じた。²⁵⁾

- ①運河、鉄道、およびそれらと類似の計画をもった公共の仕事を行うために組織された議会の承認に基づいた会社
- ②個人貿易業者、合名会社や個人企業
- ③1862年の会社法の下で永久的な存在をかちえた登録会社

第1の会社では、固定資産に費された金額は、資本的支出勘定として複式会計法制度の下で維持することが、法律によって要求された。それだけに会社の目的は、そのような資産を永久的に維持することにあるとして、現在の価値の評価は考えられる必要はなく、減耗による減価償却さえも、資本

的支出勘定から控除されるのでなく、固定資産の原価を示すことのできるように資本的支出勘定をそのまま維持しておき、単に損益計算として修繕維持費が計上されるにすぎなかった。

第2の個人貿易業者は、落札価格で清算という偶発事件に直面しなくとも、個人企業が会計方法を変更したときに、再評価の確実性に直面しなければならなかった。それゆえ諸資産は、「ゴーイング・コンサーン」によって評価されることによって、時間の経過や減耗によって減じられることを表すための「減価償却」という用語をそこに含ませ必然的に融通性をもたせているのである。²⁶⁾

第3の登録会社に考慮された問題は、再評価による資産の増加は、法律上は分配利益ではないことや、その減少は利益分配前に償われる必要はない、という点であった。それゆえ損益勘定が、実際的にも法律的にも、配当金として役立ちうる残高を示すであろう。また、個人貿易会社や登録会社においてさえも、固定資産と流動資産の2つの一般的なグループを区別することが必要であった。ディクシーによると、固定資産は企業が遂行されるための手段（もの）であり、流動資産は企業が遂行されるための目的物として定義づけた。²⁷⁾

ディクシーの評価原則は、資産は次の仮定に拠り、評価されるべきである、という概念に基づいていた。

①企業は営業活動を継続する意図をもっているという仮定、つまり継続企業

②法律の配当の要求

固定資産の場合には、直接利益に貢献した減耗資産が収益に負担させられうるものであったし、一方、外部要因による価値の変動は、損益勘定に影響を与えることは認められてはいない。また、事業の全目的は、最も早い可能な機会に換金することである。それに流動資産は、換金可能な基本的特徴を有しているために、即時にそのことが実現されるというのは、価値を決める重要な要素である。²⁷⁾しかしながら、利益は製造が完成された時だけに得られる製造利益と、販売が実現された時に得られる総利益とが見過ごされてはならない。しかしながら、製造利益の認識は、販売の時点まで待たなければならないことは、「かならず基本的なこと」ではなかった。

別の文献で、ディクシーは次のように述べている。「固定資産の価値の変動をこのように無視するための理由づけは、結局、これらの資産は事業の通常の過程での利益で実現されているという考え方ではない。それは総利益を他の方法で計算するという目的で行われるという考え方である。これらの資産はすでに取得されたもので、それが永久に保持されるものであるからということである。」とする。それゆえ、実用的な目的のためには、これらの価値の変動は、考慮されないことが公正であると言われるであろう。いずれにしても、実現主義を決しないままでいると、まず第一に、実際の原価よりも何かもっと信頼しうる評価基準が採用されてもいいのではないか、という卒直な疑問が生じる。

しかしながら、たとえば、有価証券、借入金、一時投資のように事業においてずっと保持され、利用されない資産の場合には、全く異なる問題が生じる。この点で、もし計算書が正しい基準のもとにありたいならば、事業の全目的は全ての項目を出来るだけ早い期間に換金することであり、いつ何時でも、それは都合の良いものと考えられるだろう、という事実を見失わないことが重要である。それゆえ、全ての場合に、その瞬間の本質的な価値は、明らかに影響力のある要因である。そしてそれに

よって行われるいかなる減少も、したがって実現損失とみなされなければならないし、もし計算書が正しい基準のもとに維持されるならば、そのような損失は資産の価値から減ぜられ、収益の借方記入がなされなければならない。これに反して、これらの流動資産の価値の増加は、実際の実現主義を決しないままであるとしても、その同額が収益の貸方記入がなされるであろう。しかしそのような場合、そこにはかならず、実際にいかなる増加が生じているかについては、疑問であるに違いない。それが実際に獲得される時までは、仮利益として貸方記入することを延期することは、慎重なだけであるに過ぎない。²⁸⁾

ディクシーは、英國法や現存の状況に基づいた会計評価の論理的な理論、およびその当時の会計思考を構築した。ディクシーによる資産の種類の区別は、古典派・新古典派経済学者のそれとは異なるものではなかった。²⁹⁾ そして彼の資産評価方法は、固定資産を原価で評価することを要求した議会承認会社、および固定資産の非実現評価からは何らの配当金を認めない配当金規制に反映した。その法律は、流動資産の評価に関しては何の規定もしなかった。しかし、継続企業（ゴーイング・コンサークン）の論理は、それらの価値の変動を考慮すべきであると要求した。要するに、それゆえ、ディクシーの評価理論は、固定資産は収益に負担させられる減価償却でもって原価で評価されることを要求したもので、流動資産は実現可能額で評価されるべきだとした。

その実施に関しては、コンセンサスが得られなかつたが、ゴーイング・コンサークンの仮定は、少なくとも1920年代の後半までは、資産評価の最も重要な基礎であった。これを重視した、その当時アメリカの会計学権威者であったヘンリー・ランド・ハットフィールドは、1909年版、1927年版の両書に、次のように述べている。すなわち彼は、継続企業の仮定を、「さまざまな適用をもつた、今では普遍的に受け入れられている一般原則」³⁰⁾と呼ぶ。そしてまた、その仮定を「おそらく、実質的に、資産評価のためにいくらかある一般原則を選ぶのを助ける」、取得した次の会計期間における資産の再評価の「そのような一般原則への最も近い接近方法」と呼んでいる。³¹⁾ この評価の一般原則は、ハットフィールドの二冊の著書に、次のように述べられている。「資産の固有の価値は、資産がその所有会社にあるものであつて、通常の顧客や、清算の時点での販売で資産を自分の手にせり落とす人達の持っているものではない。そのような価値とは、その時に現存するもので受取人の手元にあって会社にはないもので、その勘定を締切っているものや企業から出していくようなもので、会社に所有されていることになっているものである。」³²⁾

この原則の適用において、ハットフィールドは、ディクシーのように、資産再評価の基準の容認は、「重要性をもつて固定資産と循環資産の区分」を必要とした。そしてその2つの分類に合わせて、評価の基準を述べた。

こうした資産の2つの分類の評価の基準において、1つの差異が認識されるようになる。それは循環資産に対してよりも、固定資産についての方が、もっと大きな自由が認められるということである。概して、固定資産はその価値が続いて減少していくにもかかわらず、それらは原価で継続することを正当であると考えるのである。³³⁾ しかし、循環資産のうちでさえ取得原価を越えるところでは、市場価値が認められうるかどうかについて、1つの疑問が生じるけれども、循環資産を評価する場合の注

意は流動資産になされなければならない。³⁴⁾

固定資産に関しては、ほとんど不一致が存在しなかった。それらの価値の変化は外部的な原因による、というディクシーの最初の議論を受け入れることは、利益決定目的には不適切であった。会計士はそれらを原価差引減価で評価した。現金および受取勘定は、うまくその案に適合した。現在と同様、その当時においても棚卸評価は、主要な難しい問題であった。最も広く認められた方法が、低価主義であった。³⁵⁾しかしこのような異議が述べられた。

「商事会社の棚卸資産は原価で評価されるべきである。もしも時価が原価よりも低い金額のときには、時価主義で計算することが適當であるということが行われている。しかし一般に、原価より高い金額の時価が用いられる評価方法は否定される。低い価値が認められうるならば、なぜ高い方も認められるべきではないか、という理由はない。しかしながら時価（市場価格）が絶対に使われるべきでないというのには、1つの理由がある。会計はもしもという、いわゆる何が起こるかについては興味がなく、実際に何が起こったかに興味がある。それゆえに、未だ販売されていない財貨が、ある価格で販売されれば、実現利益は売上高と原価とを比較することによって測定されることになるのである。」³⁶⁾

ハットフィールドやディクシーの例のように、いくらかの会計専門家は、継続企業コンヴェンションを通じて論理的な結論へと考察した。しかし彼らの分析は、広範には受け入れられなかった。ハットフィールドの1927年版での容認された実務の記述は、彼自身の考え方の明確な像を与えることと同様に、こうした実務の背後の思考を明らかにしている。ハットフィールドの考えは、実質的にはディクシーの考え方と一致している。

原材料や仕掛品、半製品を含む商品の評価に関する現在の実務は、奇妙に矛盾していて非論理的である。もしもある者が、継続企業にとってその価値は根本的な見解であるとして、しばしば絶賛された原則に固執するならば、販売のために計画され予定されている商品は、販売の費用、変動、種々の偶発事件に適當であるような酌量をしている売却価値で評価されるべきである。継続企業にとって何ら重要性のない固定資産を売却価格で再評価すべきではないと言っている人々は、さらに、商品売買業の企業で売られる商品の価格は、重要なものであるということを認識すべきである。

しかしながら、この基準は決して受け入れられない。商品は通常、原価で評価され、市場価格が原価より低いときは、市場価格が採られる。明らかに非論理的なこの実務は、ほとんどの会計士によって保守主義 (conservatism) の長所をもっているとして認められ、むしろアメリカにおいて一般的となつた。会計で用いられる保守主義は、通常、資産の価値をおさえ、利益の表示を誇張するよりもむしろ少なく言う何らかの行為を意味する。³⁷⁾

会計士は、「継続企業の基準にもとづく評価」にうわべだけのサービスをした。しかし決して十分には、その概念を認めなかつた。その論理的な目的は、単に普通の会計士には受け入れられなかつた。歴史的原価を超越した資産の評価は、あらゆる損失の予備と準備という彼の基本的信条に不利となつた。しかし決して利益というものを予期はしないのである。原価の低価主義 (cost or market, whichever is lower) 評価は、客観的な証拠や対応の過程の必要性のためより、むしろ会計の歴史的な性格や保守主義の必要性のために守られたものである。本来、資産評価と利益決定は、保守主義によって

調節された継続企業コンヴェンションの不完全な適用に基づいていた。ハットフィールドが指摘したように、それは「妙に不調和で非論理的なものであった」継続企業仮定を論理的な結論へと導く失敗は、実現主義のコンヴェンションによって満たされた会計理論に大きな意見の相違を残した。

実現主義のコンヴェンションは、棚卸資産の原価の評価——継続企業コンヴェンションとは不調和であった実務——に理論的な正当性を与えた。実現主義コンヴェンションの論理は、資産の評価はその販売が実現されるまでは原価で行うことを要求する。実現主義コンヴェンションは、また、利益概念に影響を与えた。利益は、その期の固定資産の減価償却費を差し引いた単なる循環資産の価値における増加の測定ではなく、売却された商品の原価と売却価格との差額になった。実現主義のコンヴェンションは、会計士が探し求めていた利益の概念を王位に就かせた。そしてそれは、特に低価主義と共に用いられるならば、会計の歴史的性格を保持もしたし、普通の会計士に適合させるには十分に保守的でもあった。

上述の論議は、実現主義規準と継続企業規準は1つのものではないし、同じものでもないということを明確にする。事実、実現主義コンヴェンションは継続企業コンヴェンションに付加されたものであり、両方とも利益決定や資産評価の会計理論に貢献するものとして認められたし、現在も認められるのである。2つのコンヴェンションは、大体は補足的なものであり、それらを共に認めることは、困難なことを何も生じさせないのであるが、両者には資産評価それゆえ利益の測定という問題には、基本的な論争の範囲が存在する。このことはよく理解されていないという事実は、継続企業コンヴェンションについての一般的誤認によるものである。

「継続企業価値」が「原価」と同意義であるということが、たびたび仮定される。そしてその用法はしばしばこうした含蓄をもって用いられる。原価での評価が伝統的に継続企業と結びつけられている、という点のみではこのことは当然の結果であるといえる。しかしコンヴェンションのより詳細な検討が明らかにするように、継続企業コンヴェンションは全くそのような評価に関しては中立なものである。それは単に清算を除外し、意図された使用によって資産評価を要求するものである。固定資産の場合には、それが単に外部的な原因によるそれらの価値の変動は、営業利益に影響を与えることは許されないことや、減価償却費は収益に負担されるべきことを要求する。しかし減価償却はその名の示すように、原価の償却であり、価値の減少であり、利益への影響の他の測定である。固定資産の伝統的な原価での評価は、コンヴェンションのもつ非常に自由な固有の考え方に基づくというよりも、多分、議会承認による会社に関連している英國法のそのような要求の結果であることが考えられる。

しかしながら、流動資産なしの循環資産の場合には、その全く逆が真実である。つまり継続企業コンヴェンションは原価を拒否するだけでなく、純実現可能額以外のいかなる評価基準をも否定するのである。この純実現可能額は、特に実現されることの目的のために所有されている資産のためのただ1つの適切な価値である。

固定資産であろうと、未だ売却されない棚卸資産であろうと、全ての未実現（すなわちまだ売却されない）資産を、原価で評価することを要求するのは、実現主義コンヴェンションである。さらに、実現主義コンヴェンションの下で、利益は売上収益とその収益を獲得する際の歴史的原価との差額で

ある。あらゆる未実現資産は、未来収益の繰延原価であってそれ以上の何ものでもない。原価が費消されるべきであるといった様式で明記している規準には、何ら固有のものは存在しないけれども、この規準の下では減価償却は固定資産の費消された歴史的原価である。

実現主義コンヴェンションと継続企業コンヴェンションとの間の補足性の範囲は、固定資産の範ちゅうにある。しかるに一方、基本的な論争の範囲は、流動資産の範ちゅうにある。流動資産のうち、現金および受取勘定だけが2つのコンヴェンションの下では、同じように評価される。しかるに棚卸資産、市場性ある一時的所有の有価証券、およびその他の流動資産は、継続企業規準の下では、純実現可能額で評価され、実現主義規準の下では、原価で評価されるであろう。こうした範囲において、実現主義コンヴェンションは明らかに近代会計において支配的である。これらの流動資産は原価で評価され、この範ちゅうにおいて継続企業評価を維持するただ1つの名残りは、原則の非論理的で一方的な適用の低価主義である。

棚卸資産の原価での評価を要求するのは、実現主義のコンヴェンションであって、歴史的原価主義を支える重要な概念であるところから、継続企業概念と歴史的原価主義会計との直接的論理的な関係は、明確には示されえないことになる。

引用文献

- 1) 黒沢清著「近代会計学」春秋社、昭和26年、31ページ。
- 2) M. Moonitz, The Basic Postulates of Accounting : Accounting Research Study No. 1 (American Institute of CPAs, 1961). pp. 38-41.
- 3) Thomas Henry Sanders, Henry Rand Hatfield, and Underhill Moore, A Statement of Accounting Principles (American Accounting Association, 1959), p. 3.
- 4) Stephen Gilman, Accounting Concepts of Profits (The Ronald Press Company, 1939), p. 205.
- 5) Robert T. Sprouse and M. Moonitz, A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises : Accounting Research Study No. 3 (AICPA, 1962), p. ix.
- 6) M. Moonitz, op. cit., p. 39.
- 7) 新井清光「会計公準論の発展(黒沢清主編「近代会計学大系V」中央経済社、昭和45年、所収64-65ページ参照。)
- 8) W. A. Paton and A. C. Littleton, "An Introduction to Corporate Accounting Standards", AAA, 1940, pp. 9-11(中島訳).
- 9) 新井清光、前掲論文、72ページ。
- 10) W. A. Paton and A. C. Littleton, op. cit., p. 11. 中島前掲訳書。
- 11) 佐藤孝一・新井清光共訳「会計公準と会計原則」中央経済社、昭和37年、77ページ。
- 12) 吉田寛「基礎会計理論の研究(五)」会計、99-100ページ。
- 13) Ibid., p. 9. 同訳書15ページ。
- 14) G. O. May, Financial Accounting : A Distillation of Experience, The Macmillan Company, 1943, pp. 49-50.
木村重義訳「G. O. メイ財務会計」同文館、昭和45年、52ページ。
- 15) W. A. Paton & A. C. Littleton, op. cit., pp. 9-11. 中島省吾訳「会社会計基準序説」森山書店、昭和44年、15-18ページ。
- 16) Ibid., p. 9.
- 17) Rufus Wixon (editor), Accountants' Handbook, (Fourth Edition ; New York : The Ronald Press Company, 1956), pp. 1-15.
- 18) Eric L. Kohler, A Dictionary for Accountants, (Second Edition ; Englewood Cliffs, N. J. : Prentice-Hall, Inc.,

- 1957), p. 237.
- 19) H. A. Finney and Herbert E. Miller, *Principles of Accounting, Intermediate*, (Fourth Edition; Englewood Cliffs, N. J.: Prentice-Hall, Inc., 1951), p. 599
- 20) Study Group on Business Income of the American Institute of Accountants, *Changing Concept of Business Income*, (New York: The Macmillan Co., 1952), pp. 21, 23-25.
- 21) Samuel J. Broad, "Cost: Is it a Binding Principle or Just a Means to an End?" in *Journal of Accountancy*, May 1954, p. 583.
- 22) Audits of Corporate Accounts: Correspondence with New York Stock Exchange, (New York: The American Institute of Accountants, 1934), pp. 5-7, 14, 25-26.
- 23) 次の論文が参考となる。
A. C. Littleton, "Suggestions for Revision of Tentative Statement of Accounting Principles," in *The Accounting Review*, March, 1939, pp. 57-64; and Stephen Gilman, *Accounting Concepts of Profit*, (New York: The Ronald Press Company, 1939), p. 100.
- 24) Lawrence R. Dicksee, *Auditing*, (5th ed.; London: Gee and Co., 1902), p. 179.
- 25) Ibid., pp. 179-184.
- 26) Ibid., pp. 180-181.
- 27) Ibid., p. 183.
- 28) Ibid.
- 29) Lawrence R. Dicksee, *Advanced Accounting*, (London: Gee and Co., 1903), p. 5.
- 30) 次の文献が参考となる。
Adam Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, (New York: The Modern Library, 1937), pp. 262-267; John Stuart Mill, *Principles of Political Economy*, (2 vols.; Boston: Charles C. Little & James Brown, 1848), vol. 1, pp. 108-112; Alfred Marshall, *Principles of Economics*, (8th ed.; New York: The Macmillan Co., 1949), p. 75.
- 31) Henry Rand Hatfield, *Modern Accounting*, (New York: D. Appleton-Century Company, 1909), p. 80.
- 32) Henry Rand Hatfield, *Accounting, its Principles and Problems*, (New York: D. Appleton-Century Company, 1927), pp. 74-75.
- 33) Hatfield, *Modern Accounting*, op. cit., p. 81, Hatfield, *Accounting*, op. cit., p. 75.
- 34) Ibid., p. 75.
- 35) Hatfield, *Accounting*, op. cit., p. 99.
- 36) Ibid., pp. 101-104. pp. 284-285.
- 37) Paul-Joseph Esquerre, *The Applied Theory of Accountants*, p. 171.